

もし認知症の家族が、 鉄道事故に巻き込まれたら・・・

決して人ごとでは
ありません

『JR東海 認知症事故裁判の 大きな成果とは』

高井 隆一さん(遺族・長男)

父の介護の状況や、最高裁判決が
もたらしたものについて語ります

尼崎発
認知症革命!
イベント
第1弾

日時 **5月11日(金)** 16時～17時30分

場所 尼崎商工会議所 701会議室 参加費 **無料**

プログラム 16時～講演 高井隆一さん
17時～緊急対談
高井さん×長尾和宏



対象・
定員 どなたでも
定員160名

申込 不要です。直接会場にお越しください。
(引き続きイベント第2弾加藤忠相さんの
講演【申込要】をぜひお聴きください)

(2016年3月2日 朝日新聞)

愛知県大府市で2007年、認知症の男性(当時91)が列車にはねられて死亡した事故をめぐる、JR東海が家族に約720万円の損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁は2016年3月1日、介護する家族に賠償責任があるかは生活状況などを総合的に考慮して決めるべきだとする初めての判断を示した。その上で今回は、妻(93)と長男(65)は監督義務者にあらず賠償責任はないと結論づけ、JR東海の敗訴が確定した。高齢化が進む中で介護や賠償のあり方に一定の影響を与えそうだ。

お問合せ:長尾クリニック 広報 koho2@nagaoclinic.or.jp